

エネルギー移行と気候の持続可能性ワーキンググループ

G20エネルギー・気候合同大臣コミュニケ

2021年7月23日

はじめに

- 1) 我々、G20のエネルギー・気候担当大臣は、豊かで、包摂的で、強靱で、安全で、持続可能な、誰一人取り残さない社会を構築することを目的に、気候変動に対処し、SDG7を達成するためのクリーンエネルギーへの移行を加速するという我々共通のビジョンとパートナーシップの強化を目指し、2021年7月23日にナポリで実際に、また遠隔で会した。
- 2) 我々は、新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミック及びその人々の生活への壊滅的な影響との戦いを続けている時に会した。我々は、パンデミックによって広がった経済的影響が、世界の経済・社会情勢を支配し続けていることを認識している。我々は、これらの出来事が各国に異なる影響を与えていることを認識した上で、最も被害を受けた国々への共感と連帯を確認した。また、我々は、既存の課題に対する共同の対応策を見出し、それらを機会に変えて、包摂的で、持続可能で、豊かで、気候及び自然に良い結果をもたらす未来に向けて、より良く前進するために協力する機会があることも強調する。この文脈において、クリーンなエネルギーへの移行は、公正な移行の範囲内で、包摂的な社会経済成長、雇用創出、技術革新を加速するためのツールである。
- 3) 我々は、新型コロナウイルスの危機によって、政策決定における科学に基づくアプローチの重要性が再確認されたことを認識する。我々は、これからの10年が、気候変動、及び気候変動と生物多様性の損失並びに人間の健康との関連性という緊急課題に対処するための行動の10年でなければならないという、世界の科学者コミュニティからの深刻な警告を強調する。我々はしたがって、我々全体の国際的なコミットメント及び各国の行動が、確実に利用可能な最良の科学に基づいたものであり続けるよう、協働することを決意する。
- 4) 世界の温室効果ガス排出量にエネルギー部門が大きく寄与していることを

認識し、気候とエネルギーの密接な関連性を強調する。この文脈において、我々は、成長と強靭性を醸成し、国際的な技術協力、自由で開かれた貿易・投資を促進し、現在及び将来のエネルギー需要に対応し、世界的な排出量を削減し、気候変動への適応を強化し、それによって持続可能な開発のための2030年アジェンダの目標、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及びパリ協定の達成を可能にする、クリーンエネルギーへの移行の重要性を強調する。

- 5) したがって、我々は、G20初のエネルギー・気候閣僚会議を開催するという議長国イタリアの決定を歓迎する。

1. 気候変動との戦い

- 6) グラスゴーで開催される国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第26回締約国会議（COP26）に先立ち、我々は、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を反映し、締約国によるパリ協定の完全かつ効果的な実施を強化することにより、気候変動に取り組むという我々の確固たるコミットメントを再確認する。我々は、世界の平均気温の上昇を2℃より十分に下回るものに抑え、工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を追求するという我々の共同コミットメントを想起し、1.5℃の気候変動の影響は2℃の場合よりもはるかに低いことを認識した上で、2020年代という重要な10年間に、緩和、適応、資金面でこの気温の抑制を達成するための行動を加速する必要性を強調する。我々は、様々な国の事情を考慮し、利用可能な最良の科学に基づき、短期及び長期の温室効果ガス排出量を削減するための努力と投資を加速し、気候変動の影響に対する強靭性を強化し、脆弱性を低減することを決意する。我々は、国内及び国際的な努力を、現地の状況及び各国の事情、優先事項、ニーズに合わせて調整するとともに、技術の開発と移転に関する協力的な行動の強化や、国が主導するキャパシティビルディングの強化などにより、途上国、特に最も脆弱な国々に対する資金と支援の規模を拡大していく。
- 7) 我々は、意味のある緩和行動及び実施の透明性という文脈において、開発途上国のニーズに対応するため、2020年までに続いて2025年にかけて、官民、二国間、多国間、その他を含む幅広い資金源から年間1000億ドルを共同で動員するという目標に向けた先進国によるコミットメントを想起し、再確認する。この点に関して、我々は、2025年にかけてそ

それぞれ全体的な国際的公的気候資金を増加及び改善させるために、G20のいくつかの国々により表明された新たなコミットメントを歓迎し、COP26に十分先立ち、他の国からの新たなコミットメントを期待する。我々は、パリ協定の目的が、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することであり、その目標の一つが、温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させることであることを想起する。

- 8) 我々は、持続可能な開発目標の達成への支援を継続しつつ、開発途上国を、それらの国の気候及び開発の優先順位に合致した形で支援するという観点から、全ての開発金融機関、特に国際開発金融機関に対し、COP26までに表明するとの野心的なタイムフレームの下で、より多くの気候資金を動員し、それら機関の事業活動及び投資のポートフォリオのパリ協定との整合性の追求に向けた努力を加速化させるために、ファイナンス・イン・コモン・サミットで表明されたものを含め、それぞれのマנדートに従い、コミットメントをフォローアップすることを求める。
- 9) 我々は、IPCCの1.5°Cに関する特別報告書と、パリ協定の長期的な気温目標に適合する排出経路、気候リスクと影響、適応、緩和、支援に関するその知見を想起する。この文脈において、我々は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5°C高い水準までのものに制限するための努力を追求するには、持続可能な開発及び貧困を撲滅する観点から、国際協力と支援を重要な実現手段として、長期的な野心と短期・中期的な目標とを整合させる明確な国別の道筋の策定を通じて、各国の異なる状況に照らして、全ての国による意味のある効果的な行動が必要であることを認識する。
- 10) 我々は、持続可能な成長と強靱性を促進し、エネルギーと気候の戦略的な結びつきを利用することを目的として、パンデミックからの持続可能で包摂的な回復によって短期的にもたらされる機会を足掛かりとして行動する。この文脈において、我々は、国が定めた開発の優先順位に従って、労働力の公正な移行、働きがいのある人間らしい仕事及び質の高い仕事の創出という急務を考慮するとのパリ協定の下での決意を再確認する。この目的のために、我々は、各国の状況と能力を認識しつつ、移行の影響を受けるセクター及び地域において、労働者に再訓練と社会的保護を提供することにより、公正かつ包摂的な移行を促進し、新たな雇用機会の創出と既存

の労働者の再教育を支援するために、必要に応じて復興計画を含む重要な支援を織り込むよう努める。我々は、個人と社会を中心に据えた公正で包摂的な移行には、新たなスキル、トレーニング、教育が必要であることを認識し、したがって、このような移行の社会経済的要素を研究する取組や、関連する国際機関によるベスト・プラクティスの例を歓迎する。

- 11) 我々、閣僚は、気候変動に取り組むための国及び国以下のレベルにおけるこれまでの進捗に感謝するとともに、UNFCCC 事務局が作成したパリ協定の下での国が決定する貢献（NDC）に関する統合報告書の最初の調査結果に懸念を持って留意する。この報告書では、多くの締約国がまだ NDC を更新又は通報していないことが強調されており、各国の状況やそれぞれの能力を認識しつつ、パリ協定の目的を達成するために世界全体での行動を強化する必要があることが確認されている。この目的のため、我々は、COP26 までに野心的な NDC を更新又は通報することを目指し、既に更新又は通報した国を歓迎する。
- 12) このような文脈において、我々の指導的役割と共通の使命を念頭に置き、我々は、今世紀半ば頃までに温室効果ガス排出量のネット・ゼロ又はカーボン・ニュートラルを達成することを既に約束した国々を認識する。我々はそうした長期戦略を、全ての G20 メンバーが、人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成し、強靱な未来を実現するための一貫した経路を定める形で、できるだけ早く策定すること、また、COP26 までに策定するように努めることにより、最新の科学を反映するとともに、循環炭素経済（CCE）、社会経済・技術・市場の各面の発展を含む様々なアプローチ、及び各国の様々な事情を考慮しながら、気温上昇の制限を射程に入れ続けられるように、世界全体の平均気温の上昇を 2°C 高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5°C に抑えるための努力を追求することを強く求める。我々は、全ての G20 メンバーが、この努力を追求するために、関連する課題や機会を特定し、対処するために協力することを期待する。¹
- 13) 我々は、パリ協定の目標達成に向けた非国家主体の行動を歓迎する。これには、パリ協定に沿った活動を行い、2050 年までに科学的根拠に基づくネット・ゼロ目標を設定・実施することを約束した「ゼロ排出に向けた競争

¹ 本パラグラフに関するインド共和国の声明については、議長声明に含まれることになる別添の声明を参照。

(Race to Zero)」の参加者も含まれる。我々は、さらに非国家主体をこれらの取組、及び 2030 年までに脆弱なコミュニティの強靱性を強化するために企業・投資家・都市・市民社会を動員するための「強靱性のための競争 (Race to Resilience)」に非国家主体も参加するよう奨励する。

- 14) 気候変動の影響はすでに世界中で経験されており、適応行動を強化、拡大する必要性を示している。したがって、我々は、適応に取り組むことが世界的に必要であること、また、メンバーの優先事項や地方主導の行動に沿って、世界、国際、及び地方の資金へのアクセスを促進するために、予算編成プロセスや国家計画に、適応を必要に応じて組み込むことの重要性を強調する。我々は、適応に関する情報を提出する機会を強調する。これは、気候変動リスクへの適応におけるこれまでの進捗を強調しつつ、COP26 に向けて政治的機運を高め、適応投資を促進し、2023 年のグローバル・ストックテイクとその先へと反映させるためのツールである。我々は、国家適応計画を含む、世界、国、国以下・地方の各レベルでの野心的な計画に基づき、特に最も貧困な人々及び最も脆弱な人々のために、適応資金と行動を強化・加速・拡大することにコミットする。この目的のために、我々は、各国主導の戦略を考慮して、適応と緩和のバランスを達成することを目指して、十分かつ予測可能な資金の重要性を認識し、途上国にとって効果的でアクセス可能な資金源の規模を拡大することの重要性を強調する。

- 15) 我々は、生物多様性の損失と気候変動が相互に関連していることを認識している。気候変動は、生物多様性の損失の主な要因の一つであり、我々の生活、経済、公衆衛生が依存する多くの生態系サービスの提供に悪影響を及ぼす。同時に、生態系の損失と劣化は、気候変動のさらなる要因であり、生物多様性の損失は、生態系が炭素を隔離・蓄積する能力を衰えさせ、緩和を妨げ、気候変動の影響に適応するための選択肢を狭めている。生物多様性条約の締約国である我々は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進することを目的として、生物多様性条約の締約国が採択する野心的、現実的かつ効果的な、ポスト 2020 生物多様性枠組を策定し実施することにコミットする。生物多様性条約の締約国である我々は、中国が「生態文明：地球上の全ての生命が共有する未来の建設」というテーマのもと、生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) を成功裡に主催することを支持する。したがって、生物多様性条約の締約国である我々は、多国間レベルで、自然を活用した解決策や生態系を活用したアプローチなど、自然の力を活用する方法を模索し、経済、社会、環境の各分野で複数の利益をも

たらしながら、強靱性を高め、野心的な温室効果ガスの排出削減を補完することに取り組んでもいく。

- 16) 我々は、COP26 の成功への道を開き、グラスゴーにおける野心的でバランスのとれた一連の成果の採択に到達するために、建設的に取り組んでいく。したがって、我々は、パリ協定に関連する未解決のマンデートに決着をつけることの重要性を強調する。これは、透明性と遵守を促進しつつ、締約国によるパリ協定の完全な実施を促進するのに役立つ。我々は、多国間主義と国際協力の重要性を強調するとともに、開発途上国の適応・緩和行動に対する技術面・資金面での支援の提供が、あらゆる部門の、特にエネルギー部門とそのような努力を進めるためのクリーン技術の利用に関して、大きな潜在力を引き出すことを強調する。

2. クリーンエネルギーへの移行の加速化

- 17) 我々は、既存のクリーンエネルギーソリューションの潜在性を十分に活用するとともに、地方及び地球規模での繁栄及び社会・経済・環境の持続可能性を高めるためのエネルギー移行を導く上で、ゼロ排出及び低排出技術や最先端のイノベーションの開発・展開を加速する必要があることを認識する。したがって、我々は、各部門における国際的及び官民による協働を強化する差し迫った必要性を強調する。
- 18) 我々は、強固な政策支援、イノベーション、及び大幅なコスト削減の恩恵を受けた、再生可能エネルギー及びクリーン技術の開発・展開において達成された顕著な進展に注目し、エネルギーシステムにおけるそれらの更なる統合を支援する。我々は、多くの国や地域、特に G20 のいくつかのメンバーにおいて、一部の再生可能エネルギーの均等化発電コストが化石燃料由来のものと比較して競争力のあるものとなっている点に留意する。我々は、これらの技術をコスト競争力のあるものにすることで、SDG 7 やパリ協定の目標に貢献することの重要性を認識し、重要な低排出且つ革新的なクリーン技術のソリューションにさらに投資することにコミットする。
- 19) 他の技術に偏ることなく、我々は、海洋エネルギーを含む洋上再生可能エネルギーの大きな可能性に留意するとともに、民間の開発者、研究機関、及び金融関係者に短期・長期のシグナルを提供するために、各国の事情に応じて、国のエネルギー・気候政策や復興計画洋上再生可能エネルギーを含めることを視野に入れて、関心のある加盟国においてその展開をさらに

模索する機会を歓迎する。したがって、我々は、各国の事情に応じて適用される、洋上再生可能エネルギーの早期導入を促進するための一連の提言についての、議長国の取組を歓迎する（附属書 I）。

- 20) 我々は、クリーンエネルギーへの移行における主要な推進力として、また、温室効果ガス排出量を削減し、競争力を向上させながら経済成長を促進する上で、省エネルギーが果たす重要な役割を認識する。したがって、我々は、「G20 エネルギー効率リーディング・プログラム (EELP)」や「省エネルギーハブ」を含む、世界レベルで既に存在する多国間のイニシアティブを強化するよう努める。我々は、単一の燃料や技術だけでは、エネルギー部門全体の温室効果ガス排出量の削減を実現することはできないことを認識した上で、効率性、持続可能な生産・消費パターン、及び循環性について行動する機会を認識する。そのため、我々は、新型コロナウイルス後の回復という文脈における効率性と循環性に関する議長国の取組と、その主要な要素である「持続可能な投入」、「柔軟性」、及び「分散化」に留意する。（関連する附属文書「パンデミック後の経済における省エネルギーと循環性」を参照）。
- 21) 我々は、エネルギー利用のためのゼロ排出及び低排出な水素とアンモニアの技術と商業規模の拡大が極めて重要であることを認識する。この文脈において、我々は、水素とアンモニアが、システムの柔軟性を高め、公平な経済成長の機会を提供しつつ、特に排出削減が困難なセクターの排出量を削減・管理することができるという重要な貢献について認識する。また、輸送技術を含めた国際的な水素取引による将来見込まれる貢献の重要性にも留意する。
- 22) 我々は、すべての最終消費部門におけるクリーンエネルギーへの移行を促進する上で、近代的なバイオエネルギーが重要な役割を果たしていること、また、さらなる技術的進歩を促し、生産性を向上させ、持続可能な原料の入手を確保するための関連政策を認識する。
- 23) 原子力エネルギーの利用を選択する国々は、エネルギーミックスにおける原子力の役割を再確認し、温室効果ガス排出量の全体的な削減と低廉なエネルギーの確実な供給に対する原子力の貢献を認識する。我々は、全ての国に対し、原子力の安全、セキュリティ、及び核不拡散に関する最高度の基準を維持するよう求める。

- 24) 化石燃料が依然としてエネルギーミックスの中で重要な役割を果たしていることを考慮し、我々は、各国の事情に応じて、その排出を軽減するために、CCUS/カーボンリサイクルやその他の関連技術を含む先進的でクリーンな技術への投資と融資の必要性を認識し、それらの生産、輸送、及び消費による温室効果ガス排出を含む環境への影響に対処するために、利用可能な最良の技術と慣行を使用する必要性に対する我々の 2016 年 G20 における要求を再確認する。
- 25) 我々は、メタンの排出が気候変動に大きく寄与していることを認識し、各国の状況に応じて、メタンの排出削減が気候変動とその影響を抑制するための最も早く、最も実行可能で、最も費用対効果の高い方法の一つであることを認識する。我々は、この点に関する様々な機関の貢献を歓迎するとともに、国際メタン排出観測所（IMEO）の設立を含む、メタンに関する特定のイニシアティブに留意する。我々は、温室効果ガス・インベントリーを支援するためのデータ収集・検証・測定を改善し、質の高い科学的データを提供するために、協力をさらに促進する。
- 26) 我々は、新型コロナウイルスのパンデミックが、脆弱な人々、特にエネルギーへのアクセスを持たない人々に不均衡な影響を与えていることを認識する。我々は、世界が SDG7 の達成に向けて順調に進んでいないことを認識し、持続可能な回復と SDGs の観点から、クリーンな調理設備を提供し、最も脆弱な人々を含む全ての人々が、包摂性を生み出す重要な推進力として、低廉で信頼性が高く、持続可能で近代的なエネルギーへの普遍的なアクセスを確実に享受できるようにするという我々のコミットメントを強調する。昨年承認された「クリーンな調理とエネルギーアクセスに関する G20 イニシアティブ」や、エネルギーアクセスに関する地域行動計画など、この重要な問題に関するこれまでの議長国の取組を踏まえ、我々は、エネルギーアクセスを促進し、エネルギー貧困を撲滅するために、G20 メンバーが果たすべき重要な役割を再確認する。
- 27) この目的のために、エネルギー貧困の撲滅に向けて前進するための過去の G20 エネルギー大臣のコミュニケに基づき、我々は、関連する議長国附属書 II に明記された選択肢を考慮に入れつつ、エネルギー貧困の適切な定義、それを測定するための最低限の基準、政府のあらゆるレベルでの統合的な政策的解決策、及び行動の安定性と継続性を確保するためのメカニズムについて作業するために、関連する議長国文書に明記された選択肢に留意する。

- 28) 我々はまた、ジェンダー平等を達成するために、エネルギーアクセスが重要な役割を果たすことを強調する。この観点から、我々は、エネルギー分野におけるジェンダー平等と多様性、及び「30年までに平等を実現させる運動（Equal by 30）」など、より包摂的で公平なエネルギーの未来を促進するイニシアティブを奨励する。
- 29) 我々は、様々な供給源、供給者、及びルートからのエネルギーの途絶のない流れを維持し、エネルギー安全保障と市場の安定性を強化するための道筋を模索するとともに、開放的で競争的かつ自由な国際エネルギー市場を促進することの重要性を強調する。「G20 エネルギー安全保障・市場安定化協力」に基づき、我々は、情報通信技術の悪意ある利用を含む攻撃のリスクに対するエネルギーシステムのセキュリティを確保しつつ、エネルギー計画の改善を通じたエネルギー安全保障及び市場安定化の強化におけるデジタル化の役割を認識する。
- 30) 我々は、世界的な回復の緊急性と、持続可能で世界規模のクリーンエネルギーへの移行のペースの加速により、エネルギー供給、エネルギーの種類と供給源の多様化、各国の事情に応じた市場の安定性という重要な側面を含む、エネルギー安全保障に関する我々の強化された理解と統合的な形で、エネルギー協力に関する2014年のG20 ブリスベン原則を更新する必要があることを認識する。そのため、従来のエネルギー安全保障上の課題に加えて、エネルギー安全保障の進化した側面を考慮し、対処する必要がある。例えば、断続的なエネルギー源の高い割合の統合、エネルギー貯蔵に対する需要の増加、信頼性、責任性、システムの柔軟性、強靱性、適切性、気候パターンの変化、異常気象、エネルギーの種類と供給源の責任ある開発、エネルギー安全保障、市場の安定性、重要鉱物や物質、半導体及び関連技術の信頼性の高い持続可能なサプライチェーンを破壊する可能性のあるその他のリスクなどがある。
- 31) 我々は、省エネルギーを優先し、全てのクリーンなオプションの堅実な拡大を支援し、需要側の対策を含む多様なクリーンエネルギー技術による柔軟性を可能にし、既存のエネルギーインフラの強靱性を高め、新たな脅威に対する備えを強化し、個人と社会を中心に据えた公正で包摂的な移行の必要性を考慮することにより、クリーンエネルギー移行の中核にエネルギー安全保障と協力という補完的な概念を置く、関連文書における議長国の作業を歓迎する（付属書 III の議長国文書を参照）。

32) 同時に、過去の議長国下の取組を基に進めていくため、「3E+S」(エネルギー安全保障、経済効率性、環境、及び安全)やG20軽井沢イノベーションアクションプランの役割を認識し、温室効果ガス排出の削減・除去に役立つ革新的な技術の使用を強調するとともに、循環炭素経済(CCE)の枠組で示された削減(Reducing)再利用(Reusing)リサイクル(Recycling)除去(Removing)に向けた努力を認識する。

3. パリ協定に整合的な資金の流れ

33) 我々は、公正かつ包摂的な移行という文脈における持続可能な開発目標の達成を互いに強化し、パリ協定に沿った道筋を追求するために必要な経済社会構造の変化を可能にする観点から、貧困を撲滅するための努力を考慮しつつ、資金の流れをパリ協定とその目標に適合させるために国際協力を強化することの重要性を強調する。

34) 我々は、資金の流れと回復の取組をパリ協定の目標に整合させることが、再生可能エネルギー発電や低排出技術など、すでに利用可能な解決策の展開を増やすための投資を促進し、各国のニーズに応じて最良の選択肢に投資する、経済成長の機会となり得ることを認識する。この目的のために、我々は、パリ協定に沿った対策と新型コロナウイルスからの回復パッケージへの投資との統合などを含め、各国の優先事項や状況を考慮しながら、利用可能な一連の政策手段・政策ツールをより良く活用する必要があることを認識する。

35) 我々は、気候に対する適応と強靭性が国内外の資金の流れにおいて更に主流化され得ることを認識する。また、我々は、代替的な資金源の模索、民間資本の呼び込み、インフラや投資決定における物理的な気候リスクをより良く管理できる環境の改善、災害リスク・ファイナンス、早期行動及び準備のための市場の整備等、適応及び緩和の行動に向けた公的資金及び民間資金の更なる動員の重要性を認識する。我々は、投資及び政策の計画を通じて、現在及び将来の気候リスクを確実に考慮することの重要性を認識する。この文脈において、我々は、民間セクターにおける気候関連金融リスクの特定と開示の実施を促進するための継続的な取組を想起するとともに、各法域の状況を考慮しつつ、ベースラインとなるグローバルな報告基準の策定を目指した将来のグローバルな協調の取組への道を開くために、金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組に基

づく開示要件又は指針について、国内の規制枠組に沿う形での実施の推進に取り組むという第3回財務大臣・中央銀行総裁会議による作業の成果を歓迎する。

4. 革新的なエネルギー技術ソリューションがもたらす持続的で包摂的な回復と機会

36) 我々は、パリ協定及び持続可能な開発目標と統合的な回復措置が、我々を従来と変わらないビジネス・アズ・ユージュアルのアプローチを超えた方向へと導く形で動かし、世界の経済的・社会的強靱性を増大させ、それゆえ我々をパリ協定の目標達成に向けた道筋へと導く可能性を持つことを認識する。この目的のため、我々は、UNFCCCのジェンダー行動計画を考慮しつつ、パリ協定の長期目標及び気候強靱な未来に向けた実質的な進歩を可能にする政策、措置、及び持続可能な技術の導入機会を認識するとともに、短期及び長期の両面で、社会の福祉と持続可能な経済の成長と発展への後押しを確実に提供する。この観点から、我々は、OECDとの協力により作成された議長国レポート「短期的な回復施策の長期的な気候・環境目標への整合」に留意する。

37) 我々は、メンバーが新型コロナウイルスの発生による健康への影響に対処するための努力を優先する必要性を認識する一方復興対策が社会的・経済的貢献を最適化し、環境への影響を回避することを求めるとともに、気候変動政策の選択肢と対策を強化することを確実なものとする事決意する。したがって、我々は、国の復興・回復計画の野心的な割合を、各国で異なる状況や経済的・社会的ニーズと優先事項に応じて、気候変動の緩和と適応に資するように割り当てるよう努める。また、我々は、パリ協定の目標を達成するために必要なあらゆる技術の恩恵を受ける、低廉で信頼性が高く、持続可能な最新のエネルギーシステムを構築するための投資を支援する必要性を十分に認識する。

38) 無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金を段階的に廃止することは、有害なインセンティブを改革し、資金の流れをパリ協定に合わせるための重要な政策の一つであることに留意し、我々は、最貧困層に的を絞った支援を提供しつつ、中期的に非効率な化石燃料補助金を段階的に廃止し、合理化するという2009年ピッツバーグ・サミット及び2013年サンクトペテルブルク・サミットの公約を想起する。このような補助金は、エネルギー安全保障を低下させ、クリーンエネルギー源への投資を妨げ、気候

変動の脅威に対処するための努力を損なうものである。このような背景から、我々は、最も弱い立場にある人々に的を絞った支援を行いつつ、各国の事情に応じて上記のコミットメントを実施するための努力を高めていく。我々は、進捗状況の追跡、ピア・レビュー・メカニズムの支援、及び過渡的な政策を含む G20 メンバー間の改革の設計を支援するための、OECD による継続的な支援に留意する。我々は、既に自発的なピアレビューに参加している G20 メンバーの努力を歓迎するとともに、まだ参加していないメンバーに対しては、可能な限り早期にピアレビューを開始することを奨励する。また、我々は、全ての G20 メンバーに開かれた OECD の IPAC のような国際的なイニシアティブの価値に留意する。

39) 我々は、必要に応じて、革新的で回復力のあるクリーンな技術ソリューションのコストをさらに削減するための市場環境を整備し、民間部門が、包摂的で、気候変動や持続可能な開発目標に沿った成長と雇用のための新たな投資機会を模索できるようにすることに努める。この点において、我々は、途上国を支援し、その結果、大規模な民間資金の動員を促進する上で、官民パートナーシップと国際金融機関が重要な役割を果たすことも認識する。我々は、一部のメンバーがカーボンフットプリントのアプローチや関連する課題について協力する機会を模索することに関心を持っていることに留意する。

40) 経済成長の促進、雇用の創出、女性・若者・周縁化された人々のエンパワーメント、排出量削減と気候変動への耐性強化のためのテクノロジーの活用を同時に実現するために、資金調達手段や官民パートナーシップ (PPP) の官民の調和の促進を通じて、資金を動員し、民間部門の投資を大規模に活用し、リスクを軽減するために、復興計画を最大限に活用することを推奨する。

41) 我々は、国際金融機関、特に多国籍開発銀行が、官民の資金を活用するための景気対策的な役割を果たすことで途上国を支援する役割を認識する。我々は、国際金融機関に対し、持続可能で包摂的な復興の一環として、その努力をさらに拡大することを求める。また、クリーンエネルギーへの移行を加速するための新たな金融ツールや資金調達手段を提供することを支持し、要求する。

4. A. 持続可能で強靱かつ包摂的な復興を促進するためのベストプラクティスの共有

42) 我々は、永続的かつ持続可能な復興を促進するために、気候や環境の側面を含む国家レベルの復興対策についての効果的な事前評価を構築し、政策や対策に関するベストプラクティスを共有することの重要性を強調する。この文脈において、我々は、2020年リデザインのためのオンライン・プラットフォーム（Platform for Redesign 2020）など、一部のG20メンバーや国際機関が行っている既存のイニシアティブに留意する。また、議長国が国際エネルギー機関（IEA）と協力して「持続可能な復興トラック」を作成したことを留意し、その更新を奨励する。

43) 我々は、G20 行動計画の更新を歓迎する。この計画には、パンデミックに対する我々の政策対応を継続的に支援し、強固で持続可能な、バランスのとれた、包摂的な復興に向けて国際的な経済調整を行う一方で、新型コロナウイルス後の世界に備える（特に、国際機関による復興戦略の監視を奨励するという要請を含む、4つの柱の「地球の保護」という一連のコミットメントが含まれている。我々は、国際機関が、復興パッケージ及び適応策・緩和策が、気候や環境、さらには雇用や成長、公平性に与える影響についての、国際機関によるさらなる分析を期待している。

4. B. パリ協定の目標に沿った復興パッケージの中で、革新的な技術が提供する機会を活用

44) 我々は、適切に設計された各国の復興パッケージが短期的な行動（NDC）を推進する上で、また、革新的で画期的な技術が提供する機会も活用しつつ、パリ協定の目標を達成するための長期戦略（LTS）を形成し、支援する上で重要な役割を果たすことを認識する。この点において、我々は、パリ協定の下で各国がNDCの策定・実施することを支援するNDC-Partnershipを含む国際機関の役割を強調する。

4. C. イノベーションと研究開発の役割

45) 我々は、イノベーションと研究開発及び展開の重要な役割を強調し、公的な研究開発と市場主導の民間イノベーションへの資金提供のレベルを上げ、国際的な協調努力を積み重ねる必要性を強調する。我々は、クリーンエネルギーイノベーションの10年を実現するためのグローバルなプラットフォームとして、ミッション・イノベーションの第二フェーズを我々の一部の者が立ち上げたことを歓迎する。

- 46) 私たちは、学際的な研究と教育を促進し、気候科学を説明するための技術、トレーニングプログラムやワークショップ、関連する政策の波及、国民の意識向上、国民の参加、情報へのアクセスを強化し、サービスやハイレベルなトレーニングを活用するよう努めます。
- 47) 我々は、投資の一部が、持続可能なエネルギーミックス、エネルギー効率、循環性、持続可能な生産・消費行動、新しいビジネスモデルの改善のための革新的な解決策の強化に向けられるべきであることを指摘する。
- 48) 経済的、社会的、環境的側面を考慮した使命に基づくプロジェクトに対する財政政策や政府の直接支援など、持続可能なイノベーションへの投資を促進し、褒賞するような環境政策の選択肢を促進する可能性を検討する。

5. スマートで強靱かつ持続可能な都市

- 49) 我々は、各国政府が地方や国家以下のレベルの行動を支援することの重要性を認識するとともに、国の気候政策を達成する上で都市が果たす極めて重要な役割を認識する。そのため我々は、気候変動への取組のペースを加速させ、クリーンで持続可能なエネルギーへの移行を加速させるために、持続可能で包摂的な成長のための戦略的パートナーとして、都市、大規模な都市複合体、大都市圏の役割を強調する。同時に、都市とその住民は、気候変動の影響に対して脆弱であり、我々は、適応能力を高めて脆弱性を低減する必要性を認識する。この観点から、我々は、「新都市アジェンダ (New Urban Agenda)」で強調されているように、持続可能な都市開発が極めて重要であることを想起する。また、我々は、世界首長誓約 (Global Covenant of Mayors)、世界大都市気候先導グループ (C40)、持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会 (ICLEI) のようなボトムアップのイニシアティブが重要な役割を果たしていることを認識する。我々はまた、各国政府の制度を考慮しつつ、ネット・ゼロを主導する地域コミュニティの発展を促進し、脱炭素化に向けた都市レベルの国際協力を促進するための、いくつかの国のイニシアティブを認識する。
- 50) 我々は、新型コロナウイルスの危機によって、都市をより住みやすい場所に変えるために追求できる、さまざまな戦略を分析する必要性が浮き彫りになったと認識する。我々は、パリ協定の長期目標に沿って、各国の経済・環境・社会状況、地方団体の多様な自治とそれら団体が置かれた都市環境の多様性を考慮しながら、自然と調和した生活、強靱性の構築、及び

温室効果ガス排出削減の加速化の重要性を認識する。

- 51) 我々は、包摂的なクリーンエネルギーへの移行と、都市の内部及び周辺において自然を活用した解決策又は生態系を活用したアプローチの実施を加速させ、また、先住民、地域コミュニティ、学术界、女性、若者、十分に代表されていないコミュニティなど、全ての関連する非国家主体の積極的な関与を支援するために、国・地域・地方自治体の間の調整と協力を強化し、官民パートナーシップを促進することの必要性を強調する。特に、持続可能なエネルギー及び気候変動の解決策を設計する上では、行動の変化、社会からの受容、先住民や地域の知識が重要な要素となることを強調する。

5. A. エネルギー

- 52) 我々は、都市が、クリーンでエネルギー効率がよく、持続可能で、低廉で信頼性の高い技術の革新的な実験の場であると認識する。したがって、我々は、G20 議長国が国際エネルギー機関（IEA）と協力して立ち上げた「デジタル需要主導型電力ネットワーク（3DEN）」イニシアティブを認める。このイニシアティブは、地域間での影響を最大化するために、全ての国が参加できる。
- 53) 我々は、パリ協定の長期目標を達成するために、ライフサイクル分析を考慮し、全ての関連インフラを含む持続可能で低廉なモビリティを促進する緊急の必要性を強調する。このため、我々は、信頼性の高い輸送システムと物流を発展させるための持続可能で安全なモビリティの重要な役割に関する取組を強化し、直ちに低排出ガスの車両と燃料を導入するとともに、公共及び自動車以外の輸送システムや、ウォーキングトレイルやサイクリングロードなどのよりアクティブな選択肢を含め、ゼロエミッションの車両の導入を加速するために協力する。
- 54) 我々は、エネルギー貯蔵、スマートグリッド、仮想発電所、供給管理、需要側管理を含む変動性再生可能エネルギーのシステム統合のために、都市複合体におけるデジタル技術の広範な利用と投資の継続的な進展を奨励するとともに、システムの安定性と電源-系統-負荷-貯蔵の相互作用と調整のための水力発電と現代のバイオエネルギーの役割を奨励する。
- 55) 我々は、エネルギーの低廉性、信頼性、実行可能性、アクセス性、及び持

続可能性を促進する 具体的な手段として、地域の持続可能な分散型電源及びエネルギーコミュニティを支持する。我々は、再生可能エネルギーと技術の漸進的な展開により、消費者が同時に生産者となることが可能になることを認識する。この観点から、我々は、高水準のスマートな再生可能エネルギーの供給、エネルギーミックスにおける再生可能資源の利用の最大化、分散型電源の技術革新、持続可能な住宅・建築物の促進、効率化対策の適用など、これらのコミュニティが極めて重要な貢献をしていることを認識する。

5.B. 自然を活用した解決策又は生態系を活用したアプローチ

56) 我々は、都市で実施される自然を活用した解決策のプロジェクトの数が増加していることを認識する一方で、NbSに関する共通の理解が我々にとって有益であること、また、長期的なものを含むそれらの効果、費用と便益、気候変動への適応と緩和のための有効性、及び複数の利益の提供と潜在的な影響について、さらに体系的な分析が必要であることを認識している。したがって、我々は、計画決定や持続可能なビジネスモデル・金融モデルに必要な応じて情報を提供するために、自然を活用した解決策の定量化とモニタリングを改善する取組を歓迎する。

57) 我々は、人間、気候、自然にもたらす複数の利益を活用し、社会・環境面でのセーフガードを確保しつつ、都市とその周辺における自然を活用した解決策又は生態系を活用したアプローチの展開と実施にコミットすること、及びベストプラクティスを共有し、国際協力を増進したりすることを通じて、都市及び都市周辺地域における野心的な適応・強靱性、及び緩和に係る行動を促進することを目指す。

58) 我々は、都市部の社会的・経済的課題に取り組むとともに生物多様性と生態系サービスの保全・持続可能な利用・回復のためのより良い前進の観点から、大気汚染や水質汚染などの環境への悪影響を大幅に軽減しながら、新型コロナウイルスからの復興計画を通じた形を含め、必要に応じて都市とその周辺における自然を活用した解決策と生態系を活用したアプローチの拡大に努めていく。

59) 我々は、G20 メンバーの異なるガバナンス構造を反映して、自然を活用した解決策と生態系を活用したアプローチを都市のインフラ計画及び土地利用計画に統合するとともに、あらゆるセクターにおいてこれらのアプローチを

主流化するため、必要に応じて、またそれぞれの能力に基づいて、取り組む。

60) 上記の全ての必須の目標に向けて前進するために、我々は「スマートで強靱かつ持続可能な都市に関する行動計画」(附属書 IV) を支持する。

2021年7月23日にナポリで開催されたエネルギー・気候合同大臣会合のイタリア G20 議長国による成果文書

持続可能な復興と、革新的なクリーンエネルギーソリューションがもたらす機会

- i) OECD と共同で作成した「短期的な復興対策と長期的な気候・環境目標との整合性」
- ii) IEA と共同で作成した「持続可能な復興に関するトラッカー」
- iii) IRENA と共同で作成した「洋上再生可能エネルギー：展開のための行動アジェンダ」
- iv) OECD 及び IEA と共同で作成した「無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金の改革における最近の進捗状況 2021」、

スマートで強靱な持続可能な都市

- v) IEA と共同で作成した「ネット・ゼロの未来に向けた都市の強化：強靱でスマートで持続可能な都市のエネルギーシステムの開放」
- vi) UNEP と共同で作成した「強靱でスマートで持続可能な都市：自然を活用した解決策の力」

パリ協定に沿った資金の流れ

- vii) WRI と共同で作成した「パリ協定に沿った資金の流れの加速：パリ協定に沿った新型コロナウイルスからの回復を促進するための類型化」

エネルギー貧困の撲滅とユニバーサル・エネルギー・アクセス

- viii) SE for all と共同で作成した「エネルギー貧困：持続可能な開発目標 7 (SDG7)、開発とレジリエンスへの取組」

クリーンエネルギーへの移行に伴うエネルギー安全保障の発展性

- ix) IEA と共同で作成した「クリーンエネルギー移行の安全保障」

省エネルギーと循環性

x) ENEA 及び RSE とで共同で作成した「パンデミック後の経済における省エネルギーと循環性」